

## 電気自動車を使用した選挙運動の可否について

令和5年7月  
選挙管理委員会事務局作成

### 1 質問内容

- (1) 選挙運動用自動車として、電気自動車も使用可能か。
- (2) 可能な場合、電気代も公費負担に含まれるのか。

### 2 回答

- (1) 公職選挙法第141条第1項、第5項及び第6項の規定に抵触しなければ、使用することができます。（自動車の構造に関しては、警察に相談・確認してください。）
- (2) 供給する燃料等がガソリン・電気のいずれであっても、燃料等に係る公費負担を受けるためのフローは、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例」及び「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例施行規程」に基づき、次のとおりになります。
  - ア 選挙運動用自動車のための燃料等の供給に係る個別の契約を締結し、その契約書を添付のうえ、市選挙管理委員会に届け出ること。（契約書には、その契約が同条例の適用を受けるものであって、同条例第3条ただし書に該当する場合に、その契約の相手方である事業者等は本市に対して支払の請求をすることができない旨が記載されていること。）
  - イ 燃料等に係る契約内容、購入金額等について、市選挙管理委員会の確認を受けること。
  - ウ 候補者は、燃料等の供給後、自動車使用証明書を作成し、運転手の氏名、従事開始及び終了の時刻、走行距離、燃料の供給の有無及びその量等を記載した運行日報並びに給油伝票（燃料の供給を受けた日付、自動車登録番号（自動車登録規則第13条に規定する番号をいう。）のうち、4けた以下のアラビア数字、燃料の供給量及び金額が記載された書面で、給油の際に燃料供給事業者から受領したもの）の写しを添付のうえ、契約締結者に発行すること。
  - エ 燃料等の供給者から市選挙管理委員会への請求に基づき、市からその

供給者へ支払うこと。なお、請求書には、次の書類を添付すること。

- (ア) 請求内訳書
- (イ) 候補者から受領した自動車使用証明書
- (ウ) 運転日報及び給油伝票
- (エ) 自動車燃料代確認書